

(表2) 高島市議会議員政治倫理条例の概要

見出し	条	項	号	条 文	
目的	1			この条例は、高島市議会議員(以下「議員」という。)が、議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本的事項について定めることにより、市民の代表として高い倫理観が求められていることを自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たし、議員と市民との信頼関係を構築し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	
議員の責務	2	1		議員は、市民全体の代表として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。	
		2		議員は、高い倫理観および品位の保持に努め、自らの行動を厳しく律しなければならない。	
		3		議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。	
		4		議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的な批判を受けたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。	
政治倫理基準の遵守	3	1		議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、公職選挙法(昭和25年法律第100号。)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。	
			1		市民の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。
			2		常に市民の福祉向上を目指して行動すること。
			3		議員の地位を利用して金品の授受をしないこと。
			4		市または市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人もしくは市の公の施設の管理を行う指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う許可、認可または請負その他の契約に関し、特定の者のために有利または不利な取扱いをするような働きかけをしないこと。
			5		市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。
			6		市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
			7		その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、または圧力をかける行為およびセクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
			8		政治活動に関する寄附について、政治的または道義的な批判をされるおそれのあるものは受けないこと。
			9		公選法により禁止されている寄附、飲食物の供与その他の不正行為に該当すると疑念を持たれるような行為をしないこと。
10		政務活動費については、高島市議会政務活動費の交付に関する条例を遵守し、適正に執行すること。			
請負に関する制限	4			議員は、法第92条の2の趣旨を尊重し、市に対して行う請負その他の契約に関して不正の疑惑を持たれないように努めなければならない。	
就業等の報告義務	5	1		議員は、自ら事業を営んでいるとき、または次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体(以下「法人等」という。)の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人および清算人に就いているときは、任期開始後に議長に報告しなければならない。事業を休止したとき、または就業状況に異動があったときも同様とする。	
			1		収益事業を営む法人等
			2		市の許認可が必要な事業を営む法人等
			3		市から補助金等を受け、または受けようとする法人等
審査請求	6	1		議員は、第3条の規定に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、高島市議会議員定数条例(平成18年高島市条例第66号)に定める議員の定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し、同条に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、規則に定めるところにより審査請求をすることができる。この場合において、審査請求をする議員の中から代表者を定めておかななければならない。	
		2		前項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行われなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。	
(審査会について)	7~17			省略(審査会の運営、結果の公表等について規定しています。)	
委任	18			この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。	
付則	1			この条例は、公布の日から施行する。	
	2			省略(高島市議会基本条例の一部改正)	